

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [タイムカードにおける判例（5）](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[🔍 キーワード検索はこちら](#)

タイムカードにおける判例（5）

タイムカードにおける労働時間の取扱いについては事業所によりさまざまな考え方がある。タイムカードは出社・退社時刻を明らかにするためのものなのか、従業員の遅刻・欠勤等をチェックする趣旨で設置したものなのか、総じてタイムカードによる労働時間の管理が厳格であったのか緩やかであったか、単にタイムカードは労働時間算定の一資料に用いるためのものであったか、残業申請許可証の作成を義務づけていたのかどうか等々。

いずれにせよ、労働時間の定義に立ち返れば、労働時間とは「労働者が使用者の指揮監督の下にある時間」である。したがって、使用者の指揮命令の存在しない労務提供、すなわち、自分の勝手な判断でしたものは、労働時間として認められない。他方、労働の内容・性質によっては、業務の方法や手順などを労働者本人の裁量に委ねられている業務の場合には、実労働時間を正確に把握することが難しいことがある。例えば、外回りの営業職の場合などである。タイムカードによる労働時間管理の概念は工場で生産に携わる製造業従業員にとってはうまく機能するが、ホワイトカラーにあっては難しい局面も多い。近年では、「名ばかり管理職」の事件も増えてきた。

最近の判例

ボス事件・東京地判 平21.10.21	コンビニの店長が名ばかり管理職で、時間外労働に対する未払い賃金を請求した事案 「原告は原則として勤務の開始及び終了時にタイムカードを打刻していたこと、打刻を忘れた場合には本部の指導により手書きで記載し、会社のシフト表により勤務したことなど、厳格にタイムカードにより労働時間が管理されており、タイムカードの打刻をもとに、不利益（遅刻の認定）を受けていた事情などから、タイムカード記載の時刻をもって、その間の就労を認定するのが相当。」
丸栄西野事件・大阪地判 平20.1.11	デザイナーとして勤務していた元従業員が、時間外労働の未払い賃金を請求した事案。会社は原告の実労働時間はタイムカードの記載より少なかったと主張。 「会社は、労基法38条の3所定の手続きを履践していない。原告の業務の実態は、デザインのひらめきを待つて無為な時間を過ごすような業務形態ではなく、顧客の定めた納期等に合わせてデザインを量産するような状況であった。会社はタイムカードの打刻に不正があったと主張するが、その立証はできず、時間外労働の未払い賃金を支払うことを命じた。」
京電工事件・仙台地判 平21.4.23	陳述書の内容が不明確であったり、曖昧であった場合には、タイムカードにより打刻された時間から残業時間を認定した事案

いずれにせよ、タイムカードは労働時間を正確に反映するものではないが、裁判の実際を考えた場合、会社としては労働者が残業していない事実を、客観的な証拠として示すことができないなければならない。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.